

平成22年第1回太良町議会（定例会第1回）会議録（第5日）						
招集年月日	平成22年3月8日					
招集の場所	太良町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開議	平成22年3月17日 9時33分			議長	坂口久信
	閉会	平成22年3月17日 13時12分			議長	坂口久信
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席12名 欠席0名	議席 番号	氏名	出席等 の別	議席 番号	氏名	出席等 の別
	1番	所賀 廣	出	7番	見陣 泰幸	出
	2番	山口 巖	出	8番	久保 繁幸	出
	3番	平古場 公子	出	9番	末次 利男	出
	4番	坂口 久信	出	10番	山口 光章	出
	5番	牟田 則雄	出	11番	下平 力人	出
	6番	川下 武則	出	12番	木下 繁義	出
会議録署名議員	11番	下平 力人	12番	木下 繁義	1番	所賀 廣
職務のため議場に 出席した者の職氏名	(事務局長) 寺田 恵子		(書記) 針長 俊英			
地方自治法 第121条に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町長	岩島 正昭	農林水産課長	佐藤 慎一		
	副町長	永淵 孝幸	税務課長	江口 司		
	教育長	陣内 碩泰	建設課長	川崎 義秋		
	総務課長	岡 靖則	会計管理者	坂本 豊		
	企画商工課長	桑原 達彦	農業委員会事務局長	藤木 修		
	財政課長	大串 君義	学校教育課長	川瀬 勝芳		
	町民福祉課長	新宮 善一郎	社会教育課長	高田 由夫		
	健康増進課長	松本 太	太良病院事務長	每原 哲也		
環境水道課長	土井 秀文	太良病院長	古賀 俊六			
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成22年3月17日（水）議事日程

開 議（午前9時30分）

- 日程第1 議案第25号 平成22年度太良町山林特別会計予算について
- 日程第2 議案第26号 平成22年度太良町老人保健特別会計予算について
- 日程第3 議案第27号 平成22年度太良町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第4 議案第28号 平成22年度太良町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第5 議案第29号 平成22年度太良町漁業集落排水特別会計予算について
- 日程第6 議案第30号 平成22年度太良町簡易水道特別会計予算について
- 日程第7 議案第31号 平成22年度太良町水道事業会計予算について
- 日程第8 議案第32号 平成22年度町立太良病院事業会計予算について
- 日程第9 閉会中の付託事件について
- （追加日程）
- 日程第10 議案一括上程
町長提案 議案第33号～議案第34号
町長の提案理由の説明
- 日程第11 議案第33号 太良町保健センター設置条例を廃止する条例の制定について
- 日程第12 議案第34号 監査委員の選任について
- 日程第13 意見書第1号 有明海再生のための諫早湾干拓潮受堤防排水門開門調査の早期実現を求める意見書（案）の提出について
- 日程第14 意見書第2号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書（案）の提出について
- 日程第15 意見書第3号 核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書（案）の提出について
- 日程第16 意見書第4号 生産性の高い競争力に富んだ農家の育成を求める意見書（案）の提出について

午前9時33分 開議

○議長（坂口久信君）

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。ただいまから本日の会議を開きます。
本日の議事を、お手元に配付しております議事日程表のとおりに進めます。

日程第1 議案第25号

○議長（坂口久信君）

日程第1. 議案第25号 平成22年度太良町山林特別会計予算についてを議題といたします。
質疑の方ありませんか。

○10番（山口光章君）

山林の9ページですね、歳入の財産収入のことでちょっと関連してお尋ねしますけれども、一時期は、太良のブランド材と、多良岳ブランド材ということで盛んに宣伝してやっておりましたけれども、最近の傾向はどのようになっておりますか。

○農林水産課長（佐藤慎一君）

お答えします。

このブランド材については、一応40年以上の伐採期が来ているということで、角材として無節というのが基本原則で、ただ、ブランド材ということで、ブランド化については、やっぱり自己満足ではとてもブランド材とは言えませんので、定期的に市場に出して市場の評価を得て消費者の評価を得ることが一番ブランド化につながるものだとは思っておりますけれども、御存じのとおり材価が非常に低迷しているという関係で、21年度は見送った経緯がございます。しかしながら、この主伐事業については、いろいろ議論をしていただいておりますとおり、一応今年度も予算として計上をして、今年度はぜひ伐採の方向で、山林運営委員会のほうでもそういうふうな方向で議論していただいておりますので、そのときの材価が急激に下がったりなんかということは今の状況では大体回復しつつあるということでございますので、今年度は適切に主伐を行って市場の評価なんかを定期的に得るような形で、今後はブランド化に向けて努力していくような方向性を持っております。

○10番（山口光章君）

そのブランド材としての評価、評価があればやっぱり結果が出ると。成績優秀な材木であるかどうかというふうな、その評価のあり方はどのような、人気はありますか。市場では、太良の……。

○農林水産課長（佐藤慎一君）

お答えします。

この伐採、私も正確にちょっと把握はしておりませんが、20年度に伐採を実際行って、21年度も引き続きということでしたわけですが、21年度については、さっき申し上げたとおり、材価がちょっと落ち込んでしまったということで伐採をしなかったということで、しかしながら、基本的には、言われるように、多良岳ブランド材という評価を得るためには、やっぱりまず最初に市場の評価、市場でやっぱり定期的に出さんことには市場の評価というのは出てこないということで、そっちのほうで実績をつくらないことには、自己満足的なブランド材ということだけじゃ、やっぱり評価は得られないと思っておりますので、定期的に伐採をしながら、無節材の多良岳ブランド材という銘柄確立に向けた努力をしていかなければいけないものかなとは考えております。

○10番（山口光章君）

最後に、参考のためにちょっとお聞きしたいのですが、太良のブランド材というか、地場の産業による材木ですね。この太良地区で、例えば、公共施設かれこれ幾らかありますけれども、どれぐらいの量を今まで生産し、使用されてきたのか、そこら辺をちょっとお伺いしておきます。

○農林水産課長（佐藤慎一君）

お答えします。

多良岳材を使用した公共施設というのは、私が認識しているのは、道の駅内に設置しているたらふく館及び活性化センター、それと医師住宅に使用はしていますけれども、基本的に多良岳材というふうな市場のあれはちょっと把握はしておりません。

○11番（下平力人君）

今の関連になりますけれども、去年ですね、去年というよりか今年度は、いわゆる主伐を3ヘクタールから4ヘクタールの計画をしておったわけでございますけれども、材価は低迷と、採算に合わないよというようなことから中止をされております。これは一つの賢明な策ではあるとは思いますが、主伐をしながら植林をし、そしてまた下刈りといいますかね、下払いをし、あるいはその他の事業があるわけですね。そういうことを考えたときに、非常に多面的には相乗効果というのは生まれてきておるといふふうに思うわけですよ。それと同時に、これは水源涵養でありますとか、地球環境に優しいという面もございます。しかしながら、今の建築材として非常に適齢期といいますかね、これは昔から言われておったように、35年から45年ぐらいの材が一番よろしいという話は聞いておったわけですから、そういうのを考えたときに、太良町の人工林、これが例えば600ヘクタールぐらいあったとしたときに、今の3ヘクタール、4ヘクタールを切っても何年かかるかと。合う、合わないは別として、600ヘクタールとなれば、いわゆる100年になるわけですよ。100年になれば、今の樹齢0歳でも100歳になるわけですね。となれば、建築材としては使えないということですから、そういうのを考えたときに、先ほど来申し上げるように、多面的な相乗効果を駆使しながら、やはり山林運営というのも考えていく必要があるんじゃないかというふうに思っております。そこら辺について、町長これはどういうふうなお考えですか、お願いします。

○町長（岩島正昭君）

今、主伐の見直し云々と言っておりますけれども、今、大体60年から80年の山の主伐を行っております。山林運営委員会等でお話をお聞きしますと、その当時は今のように枝打ちは行っていなかったと。約四、五十年ぐらいは主に山の手入れをして、もう無節が多くないと。だから、昔のとは枝打ち等々も行っていなかったから、節が巻き込んで、どうしても1面無節がとれば上等ということですよ。だから、将来的に考えてそれを残しておってもある程度いい素材はできんということ、山の木の材質を、いい素材をつくるためにも、ある程

度伐採していかなば、相当の植林の切りかえですね、そこら辺も大事じゃないかというふう
に思っております。

以上です。

○11番（下平力人君）

これは山の手入れが非常に頻繁に行われる、いわゆる先ほど言われているように、ブラン
ド品と、銘木というのをつくるためには手入れは欠かせないということになっておるわけ
でございますけれども、皆さん方も御承知のとおり、大正9年ぐらいですかね、間伐、切り捨
て間伐というのがスタートしたんじゃないかなと。その後、利用間伐と、間伐をしたも
のを材として使っていくというふうになったと思うんですが、それまでは自然のままでやっ
てきておるわけですね。ですから、そこら辺もやはり金を入れるところは入れ、そして、入
れなくてもいいところについては、長くなりますけれども、河川沿いを見たときに、広葉樹
がずうっと自然に繁殖をしております。これは人工的にやったわけではございませんけれど
も、そういうふうに自然が皆さんにちゃんと教えているわけですね、やっぱり災害防止とか
ななんとかという点ではですよ。ですから、その自然に反抗というか、逆らうようなことじゃ
なくて、やはり自然を見ながらやっていくということも大事じゃなからうかというふうに思
っております。

そういうことで、先ほど申し上げたように、いわゆる100年も150年なる木はちょっと材
としては使えないということですから、これはずうっと今の材価の低迷、用材の低迷が続い
ていくと切ることはできないと。そこら辺について、安くなるにしても高くなるにしても、
やはり整理といいますか、これをやっていかにやいかんというふうな感じをしております。
そこら辺、担当課長どがんですか、お願いします。

○農林水産課長（佐藤慎一君）

お答えいたします。

先ほどから答弁しておりますとおり、ただ単に材価じゃなくして、森林施業という側面か
らすれば、間伐、枝打ち、下刈り、そういうふうな年々主伐に至るまでの作業というのは出
てきます。ということは雇用も創出されるわけです、確保もできるわけです。そういうふう
な両面的な考えをもとに、今後はやっぱり言われるとおり計画的な施業計画をつくって、従
来、間伐、枝打ち、そういうふうな施業をしておりましたけれども、定期的に毎年毎年、主
伐という事業も施業の中に計画的に盛り込んでいくような形で、そういうふうな将来的な方
向性を持っていきたいなどは考えております。

○5番（牟田則雄君）

今の下平議員に関連ですが、大体、伐採した後は35%から45%かは雑木を植えろというよ
うな指導があつておるわけでしょう。——いや、だから、今その割合で、森林組合のほうで
は大体35%やったか45%か雑木を植えなさいということで多分守って植えられていると思う

んですよ。それで、計画伐採というのも、その35%から45%を植えなさいということなら、伐採目的だけじゃなく、もう太良町の、町の山全体を大体35%なら35%、45%なら45%の雑木にまた変えるというような基本的なそういう考え方はどうでしょうか。

○農林水産課長（佐藤慎一君）

お答えします。

太良町の全体的な森林管理を決める面においては、流域ごとに、そういうふうな区域の計画的な植林ないし施業をできるような形の植林計画をつくられれば、それが基本的には、将来的には非常に環境林という側面も保たれていくのではないかと考えております。

○6番（川下武則君）

材木の値段が下がっているということで、2年前にこれを購入したんですけど、ほかに民間の方から、材木が売れないので、もしよければ町のほうに買ってくれという話は来ていないですか。

○農林水産課長（佐藤慎一君）

お答えします。

今のところは、私の段階で把握はしておりません。

○6番（川下武則君）

今後、材木の低下によって、自分のところでもう持ちこなさんということがあって、そういうことが町民の方から言われたら購入するお考えはありますか、どうですか。

○町長（岩島正昭君）

お答えします。

そういうふうな町民の方から、民有林を公有林ということでございますけれども、これはケース・バイ・ケースで、場合によってはそういうふうな山林離れが出てきますと、今から先はこういうふうな環境関係は厳しくなって、産廃処理等々がこういうふうな山林が多い太良町に入ってくるおそれがあるんじゃないかという懸念もいたしておりますので、それはそのときによって皆さんたちとお諮りをしながら検討していきたいと思っております。

○7番（見陣泰幸君）

山林の10ページの県支出金のところの3で、重要森林公有化支援事業補助金70,000千円とありますけど、この重要森林というのは何か県からの指定で、場所とか、木とか、そういう特別に何かあるんですかね、質問します。

○農林水産課長（佐藤慎一君）

お答えします。

この名称については、ちょっと私もいきさつはわかりませんが、これは実質的な町が購入した大橋恒産さんの140,000千円のうちの県からの補助金の2分の1の70,000千円でございます。

○7番（見陣恭幸君）

そしたら、この重要森林の重要というところは、特別何か県からの指定でどういうふうに使えとか、そういうことはなかということですね。

○農林水産課長（佐藤慎一君）

お答えします。

先ほども申しあげましたとおり、この補助金は大橋恒産分の山林所有の購入費用の2分の1に相当する分の県の補助金でございます。

○議長（坂口久信君）

ちょっと待って、それば聞きよつとやなかろうもん。重要というのは、県の何じやいあつとかなと、そこんにきば聞きよつとやっけんが。補助金は知つとつとやけんが。

○農林水産課長（佐藤慎一君）

済みません、補助金の名称のごたつとしかちよつと私は存じ上げておりません。

○9番（末次利男君）

この町有林の面積というのも非常に大きくなって1,542ヘクタール。そのうちの、先ほど来、御質問があつているように、60%近くが主伐林分になっているという状況で行われており、やっぱり材価の低迷ということでなかなか踏み込めなかつた。基本的には、この山林育成というのは、材価を求めて財産収入として、一方的にそれが目的で山林育成というのを太良町は特にやられた。もちろん、これは拡大造林の国策に乗ってやったわけですがけれども、今結果を、やっぱり人工林の植え過ぎだと、植栽の多過ぎるといふ批判もありますけれども、これはやっぱり時代の流れとして受けとめなければならぬ問題だろうと思ひます。

それで、昨年から、一時期、18年でしたかね、主伐をやつた経緯もありますけれども、今回、主伐の計画をされておりますが、やはり今回、下平議員の質問にもありますように、やっぱり山林というのは今公益的機能というのが重視されて、その補助金で山林が育成されていふというのが現状ですよ。

そういった中で、太良町の政策も定住対策で家に補助をするということであるとすれば、やっぱりそういったものをブランド化という市場評価ももちろんすることながら、地元の販売拡大というんですか、そういったものにもつなげていって、地元から地元材のよさというのをPRしていかなければならぬだろうと。地道にそういう活動をしながら、もちろん市場評価も必要と思ひます。そういったことで、その辺のことについては、ずっと議会の中でも、床柱を寄附したらどうかとか、あるいは合い中には通し柱を寄附したらどうかかという提案もあつておりますけれども、そういった考え方というのは、どのような対応をされようとしていふのか、その辺から質問をいたします。

○町長（岩島正昭君）

お答えします。

その件につきましては、山林運営委員会等々でも床柱の件についてはお話をいたしております。

あと山林運営委員会の中でお話をしているのは、やっぱり地元産の、太良町の木材は太良町で使っていただくということで、ここに何名か議員さんたちも運営委員の方がおいででありますけれども、まず一級品、いわゆる2面無節、3面無節については市場に出荷して、あとの1面無節か、節の多い、安い価格については、地元の新築をされる方に安い価格で買っていただくという方法はどうかというふうな提案も山林運営委員会の中でお話をしております。その件については、もう即その方向でやってみればというふうな御意見もいただいておりますから、新年度からはそういうふうなことも幅広く地元の皆さんたちに普及したいというふうに思っております。

以上です。

○9番（末次利男君）

材価の推移を見てもみますと、昭和54年が私はピークだったろうと思いますけれども、昭和54年までの太良町の状況というのは、山林特別会計から、もう最たるものは、やっぱり37災の大浦災害復旧を山林の特別会計から繰り入れてやったという事実は、これはもう皆さんもやっぱり共通認識を持っていただかなきゃならんという、そういったことを私は思いながら、今後どうするのかということを考えていかなきゃならんと思います。

それで、当時は、材価が高騰したときは日常茶飯事に境界争いがあったんですよ。今こそ低迷しておりますので境界も本当にあいまいになってしまったという事実がありまして、確実に輸入木材というのは減ってきております。しかしながら、今、材価が低迷しているのは、やっぱり景気の状況、住宅着工件数が極端に落ち込んでいるという状況の中から、今の材価低迷というのは幾らか回復の兆しも見えてきているという状況でありますけれども、こういったことを、やっぱり将来しっかりとした簿価対を管理したり、境界を管理したり、もちろん施業の計画、こういったものを適正にやるために、今の体制でどうなのかということの懸念を私もしております。

そこで、この行革の折に、やっぱりその組織の強化というのはなかなか難しい。であるとなれば、もちろんワンクッション置いた、そういった組織を早急に整備すべきじゃないかなと。そこで、しっかりとしたそういった管理、運営をやる必要があつとじゃなかかなという感じがしますが、そこら辺について、今の農林水産課の林業係ということで対応をされるのか、またそういった新たな研究をされようとしているのか、その点についてどうお考えですか。

○町長（岩島正昭君）

お答えします。

今後の山林運営につきましても、先ほど来から私が山林運営委員会等でも打診をしております。

ます。ということは、1,542ヘクタールぐらいにもう町有林が拡大しておりますから、今の2人体制でできるかということで、OBの方が何名かおられますけれども、今、担当自体も、もう人事異動でずっとそこに張りつけておくわけにはいかんもんだから、これはかわってしまふ何林班、何林班と言ってもわからんと。境自体もわからんけんですね、昔のOB等々の詳しい人等を入れて、独立して林務課、係——課か何か設置したいという考え方をお話しておりますけれども、ちょっとそれは今早急な結論じゃなくして、そこら付近を検討して今後検討する課題事項として処理されておりますけどね。

だから、まず私も、施業計画云々というふうなお話も出ておりますけれども、結局は森林組合のところにお世話になってそういうふうな計画を立てにや、町だけではできんわけですよ。だから、そこら付近もやっぱりある程度古参のOBの方も入れたところで、なるべくならば、主体は役場でやって、補佐的に森林組合にお願いするという形をとる時期が来ているんじゃないかということと、もう1つは昨年度から、この境界というのがもうほとんどわからんわけですね。昔の木を境木云々のと言いますけれども、それが伐採をされたりなんかすれば、結局、町有林に入り込んで民地が入った、逆に入ったというのがわからんもんだから、そこら辺、永久的な構造物等々で境界の引き回しを、まずくいを、皆さんたちが詳しい人のおいでになっときに、くいを設置するように昨年ちょっと指示をしておりますけれども、そこら付近も徐々にずっと町有林等については境界も設置したいと思います。

設置につきましては、結局、何筆もあって、一筆一筆の境界じゃなしに引き回しのくいですね、境界、それを一応指示しているところでございます。

以上です。

○9番（末次利男君）

その辺については、一番効率のいい今の体制では、いずれにしても県下一の行動力と申しますか、機動力と申しますか、そういったものを備えた太良町森林組合に一任していると、おんぶにだっこされているというのが今の現状だろうと。これはもう、よしにつけ悪しにつけ、やむを得ない状況であろうと思うんですよ。そこをやっぱり何とか、ちょっとワンクッションを置くという組織の整備というのは早急にすべきだろうという感じがいたします。

それと、先ほど下平議員が言われるように、これはもう財産収入目的も一つの、さることながら、それは一義的な目的は確かにそうですけれども、今こそやっぱり公益的機能、このCO₂問題で、新政権も25%の削減というのを明示されておまして、非常にこれからそういったものが期待されるわけですので、それと両方、それから雇用をつくと守る、そして増進するという、そういった二面的な目的のもとに主伐は適正にやっていただく。そして、やっぱり何にしても再生可能な資源でございますので、そこに雇用を埋めるという利点もございまして、そこらは適正な、もちろん町長言われるように、山林運営委員会等で適正な判断をされていると思いますけれども、そこらはある意味積極的な対応をひとつしていただ

きたいと思います。

○議長（坂口久信君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第25号 平成22年度太良町山林特別会計予算について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第2 議案第26号

○議長（坂口久信君）

日程第2. 議案第26号 平成22年度太良町老人保健特別会計予算についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○9番（末次利男君）

今、医療費の高騰といいますか、そういったことで、苦肉の策で、自民党政権が後期高齢者医療という、もちろん後で出ますけれども、その創設に伴って、これは経過的な特別会計だと思います。これはもう来年までに制度を廃止されるという見通しになっておった特別会計だろうと思いますけれども、この辺が非常に情報が混乱しておりますので、これはどのようなようになるのかですね。

○健康増進課長（松本 太君）

お答えいたします。

議員御存じのとおり、平成20年度から75歳以上の老人を対象といたしまして後期高齢者医療制度が始まりました。その前が、この老人医療制度でございます。今現在の会計は、平成19年度までの老人医療関係の精算を行っているところでございまして、来年度、23年度で多分完結するだろうというふうになっております。

先ほどこれからの流れとか言われましたけれども、多分、後期高齢者のほうのことだと思いますので、後ほど答弁いたします。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第26号 平成22年度太良町老人保健特別会計予算について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第3 議案第27号

○議長（坂口久信君）

日程第3. 議案第27号 平成22年度太良町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○9番（末次利男君）

先ほど質問をいたしましたけれども、これは平成20年4月1日からの新制度として、原則75歳以上を対象とした方の制度として創設をされたわけですが、これは運営母体が広域連合ということで佐賀県全体で運営をやっていくということでスタートしたと思います。町はその窓口業務ですね、そういったことをやっておったわけですが、これが新しい政権になって廃止するという話が浮上しております。

それと、新しい制度のイメージ図としても、これは内容を見ても、またもとに戻らんじゃないのかなという感じもいたしておりますけれども、この件について、どのような制度にしようとしているのか、本当にわかりにくい点がありますので、その流れをお尋ねしたいと思います。

○健康増進課長（松本 太君）

お答えいたします。

後期高齢者医療制度が政権の交代によりまして平成25年で廃止ということで新しい制度にかわるということがマニフェストでうたわれております。それで、この間の補正のときにも川下議員のほうからちょっと質問があつておったようでございます。流れについて、これからの動きをちょっと説明いたします。

平成21年11月に後期高齢者制度の関係を廃止するというので検討会議が国のほうで設置をされております。その検討会議の中でずっと検討されまして、平成22年の夏、ことしの夏

になりますが、中間取りまとめをいたすようになっております。意識調査の実施とか、公聴会の開催等が行われる予定でございます。

平成22年末、ことしの末ですけれども、最終取りまとめをいたしまして、平成23年の1月、来年の1月には法案が提出されるという予定になっております。この法案の中には、高齢者の保険のこともなんですが、今、国保の関係の広域化の検討もなされておりますので、その広域化についての法案も盛り込まれるという予定でございます。

平成23年春には法案が成立をいたしまして、政令等の制定、それから、すべての市町村のコンピューターシステムの改修とか、2年間をかけて実施をいたしまして、平成25年4月から新しい高齢者医療制度の施行と、そういうふうになっているようでございます。

以上です。

○9番（末次利男君）

それでは、この後期高齢者医療の対象者について質問させていただきますけれども、いわゆる被保険者ですけれども、この対象者は現在何人見込んでおられるのか。

それと、費用負担というのが4段階に分かれていると思いますけれども、それぞれ現役並み、一般、低所得者1、2という割合で、その対象者は何人ぐらいおられるか、質問します。

○健康増進課長（松本 太君）

お答えいたします。

対象者はわかるんですが、そのほかの世帯が、ちょっと資料が見当たりませんので。

対象者は一応1,800人いらっしゃいます。それで、世帯が1,500世帯になっております。

以上です。

○6番（川下武則君）

それで、同じ関連ですけど、これを民主党さんがしようとしていることは、自民党さんがやっていることとどういうふうによくなるような法案をつくる予定なんですかね。そここのところがわかったら教えてもらおうと助かります。

○健康増進課長（松本 太君）

お答えします。

後期高齢者医療が始まりまして、いろいろ問題がありました。一番の問題は、後期高齢ということでちょっと呼び方が悪いということで、長寿者医療制度とかになった経緯があります。

今度また中身が変わるのはどうなのかということなんですが、この間新聞に載っておりますけれども、後期高齢を廃止いたしまして、65歳以上の方が全部一応、原則として国保に加入をするというような計画になっておるようでございます。

そのメリットといいますか、どうなるかというのは、この新聞の報道を見た限りでは全然変わらないというような感じがいたします。というのが、現行の後期高齢者医療は高齢者の

保険料の割合は10%なんですけれども、65歳以上になったら17%、ちょっと7%逆に上がってしまうのかなという感じがいたします。ただ、65歳から入ってくるものですから、その辺の所得の関係が上がってきますので、多分保険料が上がってくるんじゃないかなということです。

それで、保険料が上がるとなると、新しい医療制度にしたメリットがないものですから、民主党のほうでは公費負担を現状どおり、今の75歳以上がやっている、今、保険料は本人は1割程度なんです。それで、あとは全部公費負担をしてそのまま持っていくということで、今の現状では何ら変わったところはないような感じがいたします。

以上です。

○6番（川下武則君）

民主党さんがマニフェストでうたっているやつは、とにかく老人さんを大事にしようということですけど、そしたら、全然老人さんを大事にすることもなかし、若い世代に負担を少しでも軽減するような措置をとられるのかなと期待をしていたんですけど、そしたら、若い世代の負担が減るということはないということですね。そういうふうに解釈していいでしょうか。

○健康増進課長（松本 太君）

先ほど流れについて説明をいたしましたけれども、まだ検討の段階ですので、その辺のびしゃっとした決まりは決まっておきませんのではっきりしたことは言えませんので、若い人たちの負担がふえるとか、そういうことは現状ではわかりません。

以上です。

○5番（牟田則雄君）

10ページの、今、対象人員を細かく言われたんですが、特別と普通とを合わせて被保険者が1,748人ということで、この予算のあれで上がっておるばってん、千八百幾らと今言われたのが、あと残りは免除者ですか、どうですか。いや、ここの予算書の中で人数までここに上げてちゃんとあなたのほうで予算を組んであるわけですよ。特別と普通とを両方を合わせて1,748人にここではなっているんですが、あなたの答弁は千八百何十人という答弁をされたので、その残りの人は免除者かどうかということを聞いておるんです。

○健康増進課長（松本 太君）

お答えします。

1,800人は昨年のデータで申しあげましたけれども、これが今度、人間が動いておりますので、新年度の被保険者の数でございます。

以上です。（「この予算書どおりですね」と呼ぶ者あり）はい。

○議長（坂口久信君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決をいたします。

議案第27号 平成22年度太良町後期高齢者医療特別会計予算について、本案に賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第4 議案第28号

○議長（坂口久信君）

日程第4．議案第28号 平成22年度太良町国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○3番（平古場公子君）

国保の9ページの出産育児諸費のところでは12,607千円と出ていますが、内容をちょっとお願いします。

○健康増進課長（松本 太君）

お答えいたします。

出産育児一時金の負担金ですけれども、今、一時金は420千円になっております。件数といたしましては、一応30人予定をいたしております。ちなみに、ことしは今の段階では22人の支出をいたしております。

以上です。

○3番（平古場公子君）

20年度の出生数が太良町全体で61名だったんですけど、21年度で今現在出生数は何名ですか、教えてください。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

これは3月10日現在でございます。男40名、女28名、合計で68名の方が21年の4月から3月10日までにお生まれになっていらっしゃいます。

以上でございます。

○3番（平古場公子君）

20年度よりちょっと多くなっているということで大変いいことだと思いますけど、多良、大浦、分けてどのくらいですか。多良が何名、大浦が何名。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

多良校区、大浦校区别には、ちょっときょうは資料を持ち合わせておりませんので、後だつて議員のほうに報告いたします。

失礼します。

○2番（山口 巖君）

国保の34ページ、目の3番ですかね、これは。前年度より予算が50%強上がっているところ。これは、先ほど全協の折に、こういう困った人がおるからどうか他の市町村とも協議して何かこういう補助金をお願いできないかということで、結果こういう予算の増加と思うわけですが、太良町の場合は、鹿島市、そして嬉野市あたりとも話し合つて、そういうことを進めてみたいという課長の答弁をいただいたところでありましたが、その後、鹿島市のほうとは何かして大分助かりましたという声も何人か聞くわけでありすけれども、その後の他の市との話し合いとか、そして鹿島市、そしてまた嬉野市あたりとのどういう取り決めがなされたのか、その辺の内容をお聞きしますけど。

○健康増進課長（松本 太君）

お答えいたします。

はり、きゅうの施術については決算委員会の折に指摘を受けておりました。というのが、太良町が今、施術所がなくなってしまつて、こういう要綱があるのに使えないということで、町民の福祉にならないという指摘を受けておりました。そのときにも申し上げておりましたが、一応、旧鹿島市、旧藤津郡のほうで広域化をやろうかという話をしておつたものですから、4月から広域化でいきたいというお話をしていたところだったんですが、その後も町民さん方々からいろいろ要望等がたくさんございまして、ことしの1月から一応、鹿島市を入れまして、大体13施術所ぐらいありました。1月から鹿島市を入れて範囲を広げたところで、もう実際実施をいたしております。もう1月、2月段階でも10件近く補助の申請があつて、今出しております。今度、一応4月からそれに嬉野市を加えまして広域化をしていこうということで、今、準備段階でございまして。既にもう町長との話も終わりましたので決裁もいただいておりますので、要綱等を整備して実施に向けていきたいと考えております。その件で、この予算が少し上がっていることとございまして。

○2番（山口 巖君）

10件近く申請があつたということとございまして。多分、こうした場合は大分また予算、予算というか、来年度か、22年度はまたこういうことも大分ふえるかと思うわけですが、

がしこ55%のオーバーということで、大分町民としては助かるころではあります。しかし、こういう厳しい財源でありますと、私が考えるところは、何人かの人たちが特定に恩恵を受けるんじゃないで、幅広くこういうためには使っていただきたいという思いもありますから、もし予定よりも件数がふえた場合、どういう格好で、補正をしてでもこれはしていくのか、ほかの市町村あたりは、所得制度あたりを設けたり、1年間に使う回数あたりを何回と取り決めていたりという、こういう方法もとっておられる市町村もありますからね、もし件数がオーバーしてこの予算をオーバーした場合はどういう方法で取り組もうと思っているのか、その辺の考えをお聞きします。

○健康増進課長（松本 太君）

お答えいたします。

一応、この施術の負担金につきましては、1術700円、2術で900円、はりときゅうですね。それで、年間60回と決めさせていただきました。というのが、広域化の関係もございまして、一応、制限を設けておかないといかんだらうということで60回ということで、月に5回程度はしていただけるものと思います。

もし、足らなくなった場合というのは、件数がふえてきた場合ですけれども、そのときは、せつかくの制度でございますので、補正をしてでも受けていただくようにしていきたいと思えます。

○2番（山口 巖君）

はい、どうもありがとうございました。

というのは、やはりこういうことになっているというのは、多くの町民がまだわからない人が大分いるということでもありますから、何かの老人会とか、いろいろそういうふうな団体、会合あたりでもこういうふうなことをしておりますよということを、やはり太良町全体の人に行き渡るように、広報というか、説明等も設けていただければと思いますけど。

回答は要りません。

○9番（末次利男君）

5ページの繰入金に関連して質問をいたしますけれども、これは全協の折に御説明もいただきましたけれども、おさらいの意味で質問をいたします。

要するに、年々医療費の高騰というのは、もうこれは避けて通れない状況になっておりまして、あわせて景気の低迷といえますか、そういったもので保険料収入が伸び悩んでいるという、相反する状況が今進行しております。

そういった中で、基金もいよいよ底をついたということで、厳しい財政運営が今後強いられるんじゃないかということで、税率の見直しということで全協に説明をしていただいたわけですけれども、過去を見てもみると、年々基金から四、五千万円の繰り入れで財政運営をされていたわけですけれども、今回、非常に景気の低迷、厳しい状況の中で、税率を極力抑

えて、何か政治決断をしてほしいということをお願いをされているようですけれども、大体どれぐらいの額を見込んで、いよいよ新型インフルエンザ等々、非常にいろいろ持たなければなかなか難しいという状況下にあるわけですので、これはもう当然、今年度に入るか来年度以降のことになるか、その状況は非常に不透明なところもありますけれども、その辺についてはどのような考えを持っておられるのか。

○健康増進課長（松本 太君）

お答えいたします。

議員、今おっしゃいましたように、基金がもう既に39,000千円ということで、もうなくなりかけております。この件につきましては、来年度の国保の運営で、多分よくていっぱい、足りないんじゃないかなという考えを持っております。

どれくらいのお金が必要かということですが、基金の取り崩しが大体40,000千円から50,000千円ぐらいずつとしてきておりました。ですので、今のインフルエンザ関係の伸び等、医療費がちょっと取り崩し分ぐらい伸びてきよっとですよ。ですから、最低でも毎年60,000千円ぐらいは必要じゃないだろうかと、一応そのようには考えております。

以上です。

○9番（末次利男君）

そういった中で、もう35,000千円の基金しかないということになれば、当然逼迫するということはもう目に見えたところがございますのでですね。

それと、将来的に、先ほど後期高齢者とか、国保、老人医療ですね、この辺が変わってくるわけですので、その辺については、今回非常に厳しい状況の中で、一番重税感というのですか、これはもうやっぱり国保税ですよ。そこを今回また国保税の賦課限度額の変更があっているようですけれども、そこらはどのようになっているか、お尋ねいたします。

○健康増進課長（松本 太君）

お答えいたします。

今、国保税の限度額は470千円でございます。今法案で出ておりますが、一応限度額を40千円引き上げるということで、多分今月末には法案が通ると思いますので、また条例改正等で議案の提出になるかと思っております。一応40千円上がるようになっております。

以上です。

○6番（川下武則君）

国保の34ページの保健衛生普及費の中で、健康家庭表彰記念品等の650千円とありますが、この対象者は何件ぐらいありますか。

○健康増進課長（松本 太君）

お答えします。

健康家庭表彰記念品等につきましては、1年間無医療の家庭に記念品を配ります。20年が

52件でありました。

○6番（川下武則君）

これだけ医療費のあれがせっぱ詰まってしているときに、この記念品をやるところがこれだけあるということは、車の運転じゃないですけど、3年間医療費を使わなかったとか、そういうのがあった場合には、もうちょっと健康家庭表彰の記念品をあげて、町民の方に、病院にかからなければこういうふうないい記念品がもらえるととか、そういう部分ももうちょっと奮発したらどうかと思うんですけど、課長、どんな考えですかね。

○健康増進課長（松本 太君）

お答えします。

確かに医療費が今物すごく上がっている状況の中で病院にかかられないということは、健康に留意されて非常にいいことだと思います。

例えば、これが3年とか5年とか10年とか伸びたらもっとふやしたらどうかという質問ですが、この辺は、一応上司とも話をしてみないとわかりませんが、私個人とすれば、余りにこういう病院にかからないということをしていったら、あと1カ月でこればもらわるといふとばもし思いんさっきですよ、行かじいっちゃきんさっき逆にひどうなって、医療費のまたたくさんかかる可能性もありますので、その辺はちょっと考えておかないといかんと思いますので、一応私はそう思います。（発言する者あり）

済みません、先ほど末次議員のほうから後期高齢のことで質問があっていたので漏らしておりました。

被保険者数の現役並み所得とかの件ですけれども、現役並み所得者が17人ですね、低所得者1が345人、低所得者2が375人、大体このようになっております。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第28号 平成22年度太良町国民健康保険特別会計予算について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午前10時34分 休憩

午前10時49分 再開

○議長（坂口久信君）

定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

休憩を閉じ、直ちに会議を開きます。

町民福祉課長のほうから平古場議員のほうに答弁漏れがありましたので、それをさせていただきます。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

多良校区でございます、男23名、女15名、合計38名。大浦校区でございます、男18名、女12名、合計30名、合わせまして68名となっております。

日程第5 議案第29号

○議長（坂口久信君）

日程第5．議案第29号 平成22年度太良町漁業集落排水特別会計予算についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○12番（木下繁義君）

この漁業集落排水について質問をいたしますが、まず、この使用料の減が444千円ですかね、これの内容と、それから、二、三年前までは大体毎月資料を出してもらっていたわけですね、担当課長ね。二、三年前は加入者とか使用料の料金の資料なんかを毎年出してもらっていたと、それを私、組合の配慮として、同じことないば紙代も、それからまた事務的にも大変だから半年に1回ぐらいでもいいだろうと、それから、入る人、やめる人等があった、変動があった場合は資料を出してくれと、こういった要請をしていたわけですが、やっぱり資料が全くないもんですから、そのこと、今後は半年に1回ぐらいぜひ出してもらいたいということ。

それから、ちょっと緑地広場の管理項目を挿入して見やすいような資料にしてもらいたいということ。なぜかというぎにやね、緑地広場の管理状況と施設の処理場との一緒になっとっては、内容が違いますからね、その辺をどう対応されるかについてということ。やはり農業のほうにしても、健康の森とかの浄化槽の80千円とか、それから教育問題にしても、教育施設の委託料の内容とか、それから商工にしても、道の駅等々の赤松とか竹崎城とか、そういったほうに区分をされて見やすいわけですよ。それが2点ですね。

それと、公債費が特にことしは4,000千円近く、3,900千円ぐらい減っていますね。その内容、公債費の内容と。

3回しか聞けんと言うから一緒にまとめて言っておりますので。

それから、手数料の内容。手数料が3,000千円から上がっているのが、今年、新年度は

3,423千円と、これの内訳ですね。これで4つ目ですかね。

それと、施設管理費の内容、上澄水排出装置修繕工事5,200千円と、それからI Cプロセスコントローラー更新4,800千円、そういったものについて説明をお願いいたしたいと思います。一応そのくらいでお願いいたします。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

まず最初、使用料の減につきましては、利用者の方が、20年度の決算でいきますと、実績報告でも報告しましたけれども、加入世帯が、現在接続率が87.8%、現在利用世帯数が160戸、当初目標の188戸にはまだ足りておりません。それで、利用者の減、それと、出入りがえで、やっぱり出稼ぎ等に出られているのか、詳しい報告等は私たちは受けておりませんが、その分での利用使用料が減っているのではないかと推測します。

それと、加入状況等の変動の資料の提出ですけれども、これはまことに申しわけございません。半年に1回ずつぐらい組合長さんのほうにも、部落の区長様にも提出させてもらいたいと思っております。

緑地広場の管理状況でございますけれども、緑地広場、トイレと兼用で、区の方、また管理組合の方をお願いしております。それで、今のところ大変きれいにさせていただいておりますような状況でございます。

それと、予算書の項目の説明欄と思いますけれども、今、委託料の中で処理場管理委託料というような説明欄だけでございます。その部分の詳しい書き方かとは思いますが、そちらのほうは次年度から検討させてもらいたいと思います。

公債費の内容でございますけれども、今年度は少なくなっているということでございますけれども、この件につきましては昨年度で大体のピークを過ぎまして、今から先、今年度提示しているような金額ぐらいが15年ほど続くような状況でございます。

手数料につきましては、先ほど申し上げました歳入の中での、手数料、役務費の中の3,000千円ですかね、この分につきましては水質検査等を幾分か減額できる、済みません、ふえとつか、402千円ほどふえております。この分につきましては、ちょっと資料がありますので、後で報告したいと思います。

それと、工事請負につきましては、毎年計上しております新規の分の2,000千円と上澄水排出装置の修繕、そして、I Cプロセスコントローラーの更新ということで、今回12,000千円の計上をさせてもらっております。

以上です。

○12番（木下繁義君）

後からのほうになりますますが、その計上の内容は資料でわかっておるんですよ。それで、上澄水排出装置修繕工事5,200千円の予算の内容、説明ですね、I Cプロセスコントローラー

というのはどういうものか。近々に組合の役員会もせにゃいかんということで、説明も必要かと思ひましてお尋ねをしているわけですが。

それから、使用料の444千円は出稼ぎ等に関係があるか、そこら辺は定かじゃありませんが、1世帯に1,500円、1人に500円という規則がなされているのに、出稼ぎでこれに影響するのかという点ですね。それは出稼ぎに行ったから、その分引かれはしないのではなかろうかと思ひます。引かれんと思ひますよ。それで、444千円がどういった内容で減になっておりますかというのを尋ねているんですよ。

それから、この処理場管理委託料ですね。この件の資料を調査してみますと、三、四年ほとんど横ばいということです。それで、報償、徴収金が3%の歩戻しと申しますか、報償金、これはどんだんどんだん——どんだんどんだんというが、そちらの行革にのっとってかしらん、減額をされているわけですね。

そこで、きのう副町長は、いろいろな指導のお話をさせていただいたんですが、担当課といまして、横ばいに三、四年ずっとやっておると申すこと、私はこの件について何回となくいろいろな点で取り上げた経緯があろうかと思ひます。この契約時に担当課長としてどのような話をされているのか、そのまま要望に従って随契でやられているのか、これについてお尋ねをいたします。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

緑地広場の管理の分ではよろしいのでしょうか。今の最後の契約については、処理場の契約の件で——処理場の契約については、新年度でも2社、太良清掃、藤津清掃で契約するような状況でございます。もう1社の太良環境さんにつきましては、竹崎漁業集落排水が1,400人槽でございます。それで、501人槽以上は浄化槽管理技士というような免状が必要となっております。それで、今、太良環境さんの場合は技術がついていない管理技士だけお持ちです。そういった免許等も取得をされてからうちのほうに申請もされて、その後うちのほうも検討したいとは考えております。（「使用料は」と呼ぶ者あり）

済みません、使用料につきましては、現在、一般家庭につきましては年間1,796件ですね。あと旅館、飲食店等を入れますと1,889件になりますけれども、収入で、飲食店というか旅館さんが1件やめられてお申して、その分の影響もあるかと思ひます。一般世帯におきましても幾らかの減がやっぱり生じております。その分につきましては細部的な調査は今後私たちも組合のほうと、区長さんのほうともお聞きしながら、そういった原因究明につきましては行っていきたいと思ひます。

○12番（木下繁義君）

旅館の減は、もう数年、3年前、もう4年もなろうかと思ひますので、龍宮のほうはもう3年ぐらいになろうかと思ひます。それで、その辺は調査をされて、課長として中身のある

程度把握をしてもらいたいと思います。

それから、2社ですと、1社はそれだけの免許はないということでございます。それでいいと思いますが、町長の施政方針の中でも、家庭合併浄化槽の普及を図るために町単でやっぱり上乘せをしてもらったということですね。それを基金取り崩しというような方向でお話もされているかと思いますが、今後は一般会計からの繰入金の減額も考えられますので、利用者負担の見直しを視野に入れながら経営の安定に努めてまいりますといった方向で、これはもう正解であろうかと思いますが、やはりこの繰入金の減額で負担金の増となれば、これは当初、私は杉崎町長と絶対上げないからというようなことも約束をしております、当時。そこで、この使用料の1戸当たり1,500円、それから、1人当たり500円と。こういったものはどのように上げる考えでいらっしゃるのか定かではありませんが、やはりそういったことよりも、さっきも何年か言っておりますように、管理委託料あたりの密な交渉、そういったこともぜひやってもらいたいというふうに私は思うわけですが、さっきも申し上げましたけど、これについてどのような交渉を担当課長としてされているのか、その辺もひとつお願いいたします。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

料金改定のことにつきましては、私たちが幾ら変える気というような、そういうことは発言はできませんけれども、検討委員会等も立ち上がっておりますので、そちらのほうともまた相談しながら、どういった方向になるかということはまた見ていきたいと思っております。

それで、管理委託料の減額についてですけれども、毎年一応2社のほうには見積もり等を出させております。その見積もりを精査しまして、それで、現在の金額で契約をお願いしているような状況でございますけれども、木下議員言われるように、今年度もあと少しになって新規の契約をしなければいけない時期に来ておりますので、再度業者等にも私たちのほうからちょっと相談といいますか、協議をしたいと考えております。

以上です。

○1番（所賀 廣君）

先ほどの木下議員の御質問と少しかぶるところがあるかも知れませんが、言っておられました上澄水排出装置修繕工事の5,200千円、また、I Cプロセスコントローラー更新4,800千円が計上なされております。この工事概要とか、財源としては一般会計繰入金とありますが、これは下水道基金が繰り入れられての対応なのか、まずそこをお尋ねしたいと思います。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

主要事業で御説明しております上澄水排出装置の修繕工事でございます。平成12年の4月

から竹崎も供用開始しまして、もう10年を過ぎております。それで、機器類の部品等の交換や、耐久時間がもう超えたような部品等がございます。今後、突発的な機器装置等の故障の発生が懸念されるのではないかとということで、年度を迫りまして計画的に整備をしていきたいと。

それで、今回計上しております2点につきましては、重要度が非常に高い部分でございます。ICプロセスコントローラーにつきましては、もうほとんど機械の中核で、すべてを自動で運転しております。その部分の一番司令塔になる部分でございます。

それと上澄水排出装置ですけれども、この部分につきましては、汚泥と放流水、回分槽という槽がございますけれども、放流水を流すところの弁でございます。この2カ所が突発的な故障が起こりますと、24時間体制ですべて手動になるというような状況でございます。それで、突発的に故障が起きた時点では材料、部品等もなかなか納入が難しい。それと、その部品が来るまでの間は24時間体制で人為的に開閉等を、司令塔をしなきゃいけないということですので、技術提供で技術屋がおりますので、そちらのほうともよく検討して、今回取りかえをさせていただくというような状況になっております。一応この両方の機械が耐用年数が7年から8年と言われておりますけれども、もう10年たっておりますので、かなりもててくれているとは思っております。

以上です。

○1番（所賀 廣君）

この漁業集落排水の会計の財源としては、ほとんど下水道基金に頼っている状況かと思えます。この21年度末での基金の残がどれくらいなのかですね。また、今回この浄化槽の上乗せ補助に下水道基金が使われるということですが、その基金状況、あわせてお尋ねしたいと思います。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

済みません、先ほど工事もどういったということで財源を聞かれておりましたけれども、下水道基金からの対応でございます。

それと、下水道基金の状況でございますけれども、21年度末で680,000千円程度の基金が残るような状況でございます。それで先ほども申しましたように、部品等の交換を26年度まで一応年次的に計画をしております。それで、浄化槽の補助金、上乗せ補助の分を9,600千円ほど下水道基金から繰り入れるような形で計画しておりますけれども、現在の状況でございますと、平成38年で下水道基金が16,000千円の残になるような状況でございます。39年度からはマイナスの20,000千円ほどになるような状況でございます。

○1番（所賀 廣君）

私たちが議員になささせていただきました当初、平成42年ぐらいまではこの基金で何とか対

応できるのではないかというふうに聞いたような記憶がございます。

そこで、先ほどの木下議員も申されましたけど、町長が施政方針の中で一般会計からの繰り入れの減額も考えられるとおっしゃっています。また、先ほども言われましたが、利用者負担の見直し等も視野に入れるということをおっしゃっていますが、やっぱり使用料の値上げというものは竹崎の方のみならず、だれでも好きなことではないというふうに思いますが、やっぱりこの基金の状況を見てみますと、そういったことも視野に入れながらという、まさに町長の施政方針はうなずける部分がありますけど、もしそうなった場合ということも踏まえて住民の方ともよく話し合いながらということもあろうかと思しますので、町長のお考え等が聞ければお尋ねしたいと思えます。

○町長（岩島正昭君）

先ほど来から木下議員、あるいは所賀議員から下水道基金につきましてお話がっておりますけれども、これは太良町の下水道の方針として個人型の合併浄化槽を奨励するというところで、今、国県4分の1ずつの補助ではどうしても奨励ができないということで、何か上乘せをしないことには普及はできないという下水道の検討委員会の中で御提案をいただいておったわけでございます。その財源はどうするかということで、下水道基金があるんだからそれを利用しなさいと、上積み補助ですね、というふうな御了解をいただいて、その方向で200千円と150千円の上乗せを決定したわけでございますけれども、ただ、担当課長が言いましたとおりに、これを年間50基奨励するとなれば、年間9,650千円プラスアルファが来るわけですね、今の維持費で。

冒頭、この下水道の上乗せ補助の話が上がります前は、平成42年まで大体基金がもつだろうというふうな試算をしておりましたけれども、今回で50基ずついきますと38年までは何とかなると、あとどうするかとなりますと、やっぱりそこら付近が基金がなくなれば使用料の値上げとか、あるいは一般財源から幾ら繰り入れるかというふうなことで問題が惹起します。そこら付近になれば、早目に、38年にごととなる前に、やっぱり今から地元の皆さんたちと協議をしながら方向性を決めていかにやいかんじやろうということで所信表明の中でお話ししたところでございます。

以上でございます。

○議長（坂口久信君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決をいたします。

議案第29号 平成22年度太良町漁業集落排水特別会計予算について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第6 議案第30号

○議長（坂口久信君）

日程第6. 議案第30号 平成22年度太良町簡易水道特別会計予算についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○11番（下平力人君）

この簡易水道については、これから人口がだんだん減っていく、そして過疎化の傾向にあるわけでございますけれども、そこら辺の、これから減少していくスピードはどうかわかりませんが、10年、あるいは5年というときに、今の傾向としてどのくらいずつ減少しておるのか、その辺をちょっとお尋ねしたいと思います。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

人口的にはやっぱり減少しております。それで、料金的、次収入になるとは思いますけれども、18年度、それと昨年ですかね、料金改定を行いまして、料金的には一応、ここ二、三年は安定するのではないかと、基金を取り崩すまではいかなくて安定するのではないかとはいは経営上では考えております。

それで、人口の移動につきましては、先が見えないような状況ではありますので、その辺は注意深く観察しながら運営していきたいと考えております。

○11番（下平力人君）

私、ちょっと質問が悪かったかわかりませんが、ここ二、三年さかのぼってどういう動向になっているのか、その辺も含めてお願いしたいなというふうに思います。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

数字的にはちょっと今持ち合わせがありませんので、後ほど提出したいと思います。

○8番（久保繁幸君）

13ページ、負担金補助及び交付金の項の中に、ここで暴力追放連絡協議会の負担金が簡易水道のところは何で上がってきているんですか、お尋ねいたします。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

暴迫協につきましては、暴力団追放といったような藤津鹿島地区で協議会がございます。その分につきましては、上水等もございますけれども、簡易水道と上水の交互で、両方の協議会の中身が暴力団の追放というか、各市町におられました場合、未納対策ですか、そういったことについてですので、上水、簡水でも会費は変わりませんので、今回は簡易水道のほうで計上させてもらっております。

○8番（久保繁幸君）

そしたら、今そういうふうなお話でございましたが、今までそういうふうな事件、懸案等があったことがあるんですかね。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

協議会には参加しておりますけれども、ほかの市町ではかなりつけ逃げですかね、そういったことが報告されておりますけれども、太良町においては現在のところございません。

○9番（末次利男君）

先ほどの答弁の中で、料金値上げをしたことによって二、三年は経営は安定すると、基金繰り入れなしで何とかやっていけるんじゃないかという答弁があったわけですがけれども、要するに、この経営を大きく左右するのは有水量率でありますので、この簡易水道の中でも特に私は伊福が一番悪いんじゃないかという感じがします。伊福、それから里ですね。64%、70%、要するに30%以上、料金をかけて捨てているということですよ。

それで、もちろん計画的に漏水対策とか、あるいは配水管の布設がえとかをやっておられますけれども、そういったところをもっと早目にやっけていかんと、どんどんどんどん経費はかけてロスを捨てるということですので、そういった有水量率が低い地域の水道の改良工事等の計画はどのようにされておりますか。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

議員御指摘のとおり、今、簡易水道の中では、里、伊福地区が有収率が低いということで御指摘されておりますとおりでございます。

それで、対応としましては、うちの職員も夜間漏水調査、そういったことを行っております。それで、どこか1カ所で大きな漏水が発見できれば私たちも幸いですけれども、細部の小さな漏水の集まりがこのような数字になっていると考えております。

それで、簡易水道のほうでも行っております給水管等の切りかえ等、本管はまず今のところ私たちの判断では大丈夫だと考えております。その分につきましては、小さな給水管、メーター器付近の整備、そういったことを含めて、今後計画的にも漏水の早期発見、早期修理

ということで計画していきたいと考えております。

以上です。

○9番（末次利男君）

要するに、これは13施設があるわけですが、平均が75%ですよ、有水量率が。非常にロス、もちろん地形上、非常に酷な言い方とは思いますが質問をしとつとですけども、こういった地形上、それぞれにやっぱり水道施設を管理しなければならないという、そういった難しい面もあるわけですが、ここはやっぱり少しでも上げることが経営の安定化につながるとは思いますが、ここはどどこをどうしなさいという質問はできないと思いますので、本当にそういった余力のあるうちに軽微な補修で済むことであれば早目にやっぱりやっていたて、ロスを最小限に防ぐという努力をひとつお願いしたいと思えます。

○2番（山口 巖君）

済みません、ちょっと今、末次議員の伊福というところが毎年こういう格好で上がってくるわけです。ひとつ私が考えるところによりますと、今の問題で、地形が悪いということで、はっきり地形が悪い。一つの峠を越えて小さい小口に入っていくにやいかん。道の駅のところはもう1つ回ってという3つの峠を超えて、下から行くんですけども、そうした場合は、私たち聞くんですけど、もう年間、大概基本料金といいますか、個人で使っていない民家が大分あると思うわけですよ。そうした場合、その人たちが果たしてこの水源を必要としているのかと、そこももう一遍その人たちに問いかけてみて、もう少しそういう条件が悪いところをどうかする方法とか、そっちのほうも一つの解決じゃないかと思えます。どのくらい、そこですぐわかったら、基本料金だけというところが大分あるかと思えますけど、伊福地区だけ——きょうはいいです。わからなかったらそういうところも参考にして、そういう対策ももちろん必要かと思えます。だから、そういう人たちにどういうふうなということを問いかけていただいて、必ず必要としないんだったら、やっぱり早目の、相当伊福地区も老朽化していますから、まして経費もかかることだと思いますけど、そういう方向でもひとつお願いしたいと思えます。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

今、山口議員からのアドバイスではありませんけれども、そういった方法ということも取り入れながら今後考えていきたいと思っております。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第30号 平成22年度太良町簡易水道特別会計予算について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第7 議案第31号

○議長（坂口久信君）

日程第7. 議案第31号 平成22年度太良町水道事業会計予算についてを議題といたします。
質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第31号 平成22年度太良町水道事業会計予算について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第8 議案第32号

○議長（坂口久信君）

日程第8. 議案第32号 平成22年度町立太良病院事業会計予算についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○1番（所賀 廣君）

町立病院ですが、この予算書とは関係ありませんが、今度院長さんが勇退されるということで、今住んでおられます院長住宅で、この院長さんがおられます住宅に新しく今度管理者が入られるのかどうか。入られた場合、今の院長さんが果たしてどこに行かれるのか、お尋ねしたいと思うわけですが。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

その件につきましては、今の院長には特別に聞いてはおらんわけですけども、次の院長の上通先生のほうにはお伺いしております。

それで、一応、今現院長がおられるところが院長官舎となっておりますから、そこに院長となれば住まわれることになるということになるわけですけどもどうでしょうかということでも聞いたところ、いや、もうそこには私は入りませんということで、今の医師住宅、新しくつくったところにそのままいらしてくださいと。と申しますのも、ひとつ要因があって、奥さんも整形外科医なんですけれども、今度東佐賀病院のほうに、国立医療センターですけれども、そちらのほうに整形外科医として赴任をされることになっておりますので、単身赴任になられるわけです。単身赴任ということで、今の新しい住宅のほうが大きさもそれほど大きくないものですから、そちらのほうにいさせてくださいということで、こちらのほうもそれで納得をしている次第です。

○1番（所賀 廣君）

あの住宅ももう随分長くなりますので、中に過去1回だけ入ったことはありますが、今の現状が果たしてどうなっているのかわかりませんが、住民感情として、あそこが院長住宅であるならば、当然院長が入るべきというふうな感じを皆さんお持ちになると思うとですね。今度の管理者が恐らくあそこに入るであろうというふうな判断をされると思いますけど、この辺の感情を皆さんがどうとらえるかわかりませんが、どうでしょう、どう思われますか。

○町長（岩島正昭君）

私の考えを申し上げます。

まず、今まで一部適用で、今度は全適用という形で、半面民間という解釈をしております。民間となれば、今までの一部適用よりは、やっぱりあそこは救急告知病院でもあるし、院長たるものはやっぱり病院の敷地内に住まいを置いて、どんと構えて、何かある場合は院長がすぐ行って指示をするというふうなことが一番ベターだと思います。だから、私は新院長があそこに住まいを設けるといことは私は大賛成でございます。

以上です。

○5番（牟田則雄君）

1番のあれですが、ここの年間の延べ入院患者数でちょっと質問したいと思いますが、20年度の決算で、大体1日38.6人ですね、入院患者が。そして外来患者が201人と、これはこの予算では入院患者50人、それから外来患者が大体10人ぐらいの、これは逆に減になっております。ただ単に、これが12人弱のあれがふえるという計算上だけで、一応帳面上だけでされておるとは言いませんが、大体20年度の実績からいきますと、入院患者1人当たりの診療料が2万6,613.74円ということで計算しますと、ふえる分で110,000千円以上これはふえ

るわけですね。逆に減るほうがまた11,000千円ぐらい減りますので、それから計算しますと、ここに予算を立ててある計算とかなりの差額が出てくるんですが、これはどこ、21年度の決算は我々はわかりませんので、その21年度が、もしこれが45人とか46人とかなっているならわかりませんが、大体我々は20年度の決算を基準にしか質問ができませんので、その辺をよろしくお願いします。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

まず、この予算を組むときに、その支出のほうに減価償却費の130,000千円ぐらいを加えているものですから、ある程度、大体これぐらいの人数が来られるということはわかっておりますけれども、それに見合う程度の人数を一日平均もトータルも上げているということでございます。そして、あくまでも実際の数字は、ここに上げている数字よりも低くなりますが、一応それだけ来ればとんとんというか、プラス・マイナス・ゼロということで、我々の目標数値というような意味で上げております。

以上でございます。

○6番（川下武則君）

関連ですけど、目標数値で入院患者が50になっていますけど、私も病院のほうにはちょこちょこ、院長も事務局長もわかるように行っていますけど、50床というのはあんまり埋まっているのを見ないんですけど、その埋まっているのを見ないのにこういうふうな予算の立て方はちょっとおかしいんじゃないかなと思うんですけど、院長がかわられてお客さんがふえるというふうに解釈していいものでしょうか。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

院長が横にいらっしゃいますので、なかなか答弁しにくいところもあるんですけど、一応目標は目標であって、今度新たに院長先生がかわられることによって、ある意味新鮮さというのが生まれてくる可能性もございますので、その新鮮さに伴って患者数も上向く可能性はあるということでございますので、そういうふうに御理解をお願いしたいと思います。

○11番（下平力人君）

今、太良町立病院の科目を見ておると、世間一般では眼科患者というのは非常にふえてきておるという話を聞くものですから、今度直接町が云々ということはございませんけれども、今後はそういうことも入れながら、眼科というのも新設をしたほうがいいんじゃないかなろうかと。これはせっかくの町立病院でもございますし、そしてまた、これからどんどん高齢化が進む中でございますし、鹿島市にはございますけれども、町内にはないわけですね。そういうことを考えてみたときに、やはり近くにあるというのはいろんな面で都合がいいんじゃないかなろうかと。そしてまた、我々直接は計算をしておりませんが、予想ではもう

かると、大分収益があるという話も聞いております。そこら辺をちょっと、知っている範囲でございませうから聞かせてください。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

眼科につきましては、新しい病院をつくる時に、大学のほうに行きまして、その眼科の教授と話し合いを一度持ったことがあります。ところが、大町町立病院もなんですけど、眼科を入れて結構もうかったという、今もうかっていると言ったらちょっと語弊がありますけれども、結構経営がよくなったという話も聞いておりますが、その大町町立病院にしても佐賀大学からの派遣じゃなくて、自分たちで探してきているということなんです。それで、うちのほうにつきましては、もう全く今派遣をする先生がいませんということで断られまして、あ、やっぱりうちもじゃ我々で探さんといかんのかなというようなことだったんですけども、結局、まずは見切り発車で、眼科をつくらないで発車しようということで今現在に至っておるわけですが、この件につきましては、今度佐賀大学出身の上通先生が院長になれるということで、その可能性があれば、私も引き継ぎとしてはそういう要望がございませうということで引き継いで、上通先生にそれをちょっと御努力いただけませうかということでお話をしておきたいとは思っております。

○11番（下平力人君）

ぜひその件についてはお願いをしたいと思ひますし、これからやはり健全経営と、病院でも、何でも一緒ですけども、そういう観点に立ったときにやっぱり意欲も出てまいりますし、働く人たちもぜひお願いをしたいというふうには思っております。

○7番（見陣泰幸君）

この5ページの収入と、23ページをちょっと見ていただきたいと思ひます。訪問看護ステーション事業、次の介護保険も一緒ですけど、訪問看護の事業収益20,987千円、そして、23ページの訪問看護の事業費用が24,000千円、ここら辺の数字の違いはどういう理由ですかね。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

トータルでプラス・マイナス・ゼロになるという考え方をしていますので、収入が少なかったり支出が多過ぎたりということはもちろんあることですので、トータルで病院事業と訪問看護、それから、その他の介護保険、トータルでプラス・マイナス・ゼロという考え方をとっているのです、そういうことになっていると思ひます。

○7番（見陣泰幸君）

ある程度意味はわかりますけど、やっぱり分野的に訪問看護ステーションの場合はこれで事業収益、支出、そこら辺も合うような努力をされたほうが良いとは思ひますけど、そこら辺はやっぱり全般でしかでけんもんですかね。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

その件については、どうしても黒字になせないということがあって、というのは、アドバイザー事業で准看護師さんを訪問看護ステーションにやりなさいとか、そういう指導を受けて無理やり今やっているわけですが、そこでかなり給与面が大きくなって、どうしてもその収益では間に合わないということで、もうそれは赤字として出しましょうと、ただ、トータルでは、トータルで医業と訪問看護とその他の介護保険のトータルではプラス・マイナス・ゼロにしますという考え方で、この予算を組んでおるといってごさいます。

○5番（牟田則雄君）

多分これは患者数とかなんとか不確定な要素が多くて、この予算を組むとは苦労されたと思います。これは大体歳出はほとんど余り変わらんぐらいの歳出があるということで、それをもとにバランスシートを考えた予算を組まれているんじゃないかと思うんですが、今度4月から公営企業の全部適用、これはもう大体手続的にいつでも出発できるような体制ができているのかどうか、そこのところをお聞きしたいと思います。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

ちょっと済みません、もう一回お願いしてよろしいですか。

○5番（牟田則雄君）

例えばですね、今度全適用の場合は、労働組合的なものを向こうにつくって、そして団体交渉をするような手続をしなければならないというような規則、決まりがあると思うんですが、そういう、いつでも内部的なものはオーケーがとれて、発足ということになれば、すぐ手続上できるような体制に今もう既になっているのかどうかということをお聞きしています。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

まず、今回条例を議決いただきまして、条例上ではもう行けます。それで、あと体制的には、今一番変わるのが事務的な問題なので、事務の引き継ぎは今のところきちっとやっているつもりです。そして、あと組合等との話し合いで、いろいろ議員のほうから質問があつておりました、その給与面をどうするとか、そういうものにつきましては今後新しい制度に移ってからしていくということで、体制的には整っているとは思いますが、いろいろ今後、全部適用になって変えなければならないところは今後変えていくと、一応体制的にはほぼ整っておるといって御理解いただいてよろしいと思います。

○5番（牟田則雄君）

いや、一番の大もとは、職員さんのそれに向かう同意ですね、これがまず一番基本だと思うんですよ。私が体制ができているのかというのは、職員さんたちの同意はもうほぼいただいて、すぐ行けるような、ただ事務的なものだけじゃなく、それが一番、職員さんの同意が

まず第一だと思うんですよ、そこのところをほぼできているのかどうかということです。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

それはまだ今後双方で検討していくということでございます。

○6番（川下武則君）

病院の21ページの医師確保対策諸費で800千円とあるんですけど、さっき下平議員も言いんしゃったごと、眼科のお医者さんのいいのをとか、いろいろ対策を、昨年も同じ金額だったと記憶しております。

私、こんな言い方をしたらよくないんですけど、病院が事業会計になっている以上、もしこれが民間だったらとうに倒産です、正直言って。銀行なんか貸してくれません、こんなに赤字の決算を毎年毎年出していたら。私も小さい会社をやりながら、年間に減価償却も何も取れん、1億円ぐらいの負債をずっと抱えながらやっていたら、幾ら佐賀銀行さんが寛大な方がいても、1年1年の借入はしてくれないと思います。

それで、いろんな意味で医師確保対策費ももうちょっと、いいお医者さんと言ったらおかしですけど、客を呼び込める、患者さんを呼び込めるのにはもうちょっと予算をつけて、いい方向にやった方がいいんじゃないかなと思いますけど、そこら辺は町長どうでしょうか。

○町長（岩島正昭君）

これは交渉諸費ということでございますけれども、今ドクター等については佐賀大学の学長とかお話をしよるですけれども、まず、今のドクターについては金云々じゃないというわけですよ。金じゃないと。若いドクターは特に、田舎のほうに行けばそれだけの手術のオペ回数が減るから腕は上がらんと。だから、金は安くても都会のほうに行って、自分の腕が上がって、博士号をとって故郷に戻りたいということで、結局、若い中堅の先生等々もなかなか呼び込めんとということと、もう1つは、もうほとんど佐賀大学医学部に残る医師もいないということで、やっぱり今から先はもう民間からもある程度、私の考えとして事務長に指示をしているのは、定年になった先生が自分で開業したり何たりしよらん人をまず引き抜いて、ある程度の金を積まんことにはいい先生は来んということで、そこら辺に方向づけを切りかえている状況でございます。

それで、もう上通先生とも約束をしておりますけれども、たとえ全適になっても、今の毎原事務長と私はそういう医師確保については極力一緒に院長と行動をとるということを約束いたしております。

以上です。

○9番（末次利男君）

いよいよこの一部適用の最後の議会になりますけれども、要するに、この新病院建設には平成12年から検討に入って6年間の歳月を経て18年にスタートしたわけですけども、その

4年間、640,000千円という累積欠損が出たということで、非常にこの議会もいろんな過激な質問も出して、本当に申しわけなかった点もあるわけですが、いわゆる総務省のアドバイザー事業からスタートしたということは、これはもう岩島町長の大英断だろうと私は高く評価をしておるところです。そういった中で進んできて、いよいよ、移行時期になるのか、いわゆる諮問機関としては最終的には赤字解消ができない場合はという条件つきで今度、全部適用に移行したわけですので、そういったところで、補正のところでは院長の給与の条例が出たんですけれども、そこで川下議員の質問もあったわけですけれども、やはり今後、先ほど言われるように、医師確保というとは、これはもう永久の命題、病院経営上はもう常につきまとう問題だろうと思うんですよ。そういった中で、もちろん町長言われるように、若い医師は当然しっかりと上を目指してということもありますけれども、ある程度の技術力を持った人が固定的な給与で本当にいいのかと、本当に医師確保ができるのかということが一番大きな課題だろうと思うんですよ。そういった中で、どうしてもやっぱり実績評価を、固定はもちろんそれはそうなんですけれども、それに実績評価をつけないと、到底やっぱり患者が来ようが来んみゃあが一緒だということではモチベーションは上がらない。これはもう人間だれだってそうなるはずだと思いますよ。

そういうことで、そういったことを今回新たな給与体系がしかれるわけですので、そこらをやっぱり一つのルールを敷くというのが一番大事な作業になってくると思うんですよ。そこら辺についてどのような考えで、それはされますけれども、できませんでしたでは、もうもとのもくあみですよ、看板をかけかえただけになってしまいますので、そこらが一番ポイントになってくると思いますが、その辺の考えについてお尋ねいたします。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

末次議員も八女の公立病院視察に一緒に行っていたいたわけなんですけれども、そこが一つの私には非常に参考になりました。要するに前年度のオペ数とか患者数とか、個人の先生の数、例えばその年にもらった給与が次の年に何%かふえたとすると当然上がっていくということをされているということを聞いております。それが非常に参考になりまして、いわゆるそういう考え方と、それから今度、何度も申しますように、給与のスペシャリストの事務長が来るものですから、その考え方とすり合わせをしながら、どうやったら先生方が一生懸命働いていただくようになるかという、もちろんやっぱり給与面というのが一番モチベーションとしては高いと思いますので、そこをすり合わせながら、そういうものを構築していくということを引き継ぎとしてはきちんと行っていきたいというふうに思います。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決をいたします。

議案第32号 平成22年度町立太良病院事業会計予算について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第9 閉会中の付託事件について

○議長（坂口久信君）

日程第9. 閉会中の付託事件についてを議題といたします。

このたび、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、お手元に配付しました別紙、付託申し入れ書のとおり、閉会中もなお継続して調査したい旨の申し入れがっております。

お諮りします。各委員長から申し出があったとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

追加議案がございますので、事務局に配付をさせます。

〔資料配付〕

○議長（坂口久信君）

配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

お諮りします。ただいま配付いたしました議案を日程に追加したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、日程に追加することに決定いたしました。

昼食のため暫時休憩いたします。

午前11時53分 休憩

午後1時 再開

○議長（坂口久信君）

定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

休憩を閉じ、直ちに会議を開きます。

日程第10 議案一括上程

○議長（坂口久信君）

日程第10. 議案の一括上程。

町長提案の議案第33号から議案第34号までを一括上程いたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

○町長（岩島正昭君）

議案第33号は、太良町保健センター設置条例を廃止する条例の制定についてであります。

太良町保健センターは、昭和53年に建設され、町民に密着した総合的な健康づくりを推進する施設として利用してきたところでございますが、現在では、平成11年度に建設された太良町総合福祉保健センターしおさい館が保健行政の中心的役割を担っており、太良町保健センターは保健センターとしての機能を有しなくなったため条例を廃止するものでございます。

次に、議案第34号は、監査委員の選任についてでございます。

本案は、現監査委員の川次信康氏が平成22年3月末をもって辞職されるので、その後任に太良町大字大浦丁541番地、昭和20年10月24日生まれ、野中秋吉氏を監査委員に選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。よろしくお願いします。

○議長（坂口久信君）

町長の提案理由の説明が終わりました。

日程第11 議案第33号

○議長（坂口久信君）

日程第11. 議案第33号 太良町保健センター設置条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○10番（山口光章君）

先ほど提案理由が述べられましたけれども、保健センターとしての機能を有しなくなったと、これはいつごろから有しなくなったんですか。

○健康増進課長（松本 太君）

お答えいたします。

先ほど町長の提案理由で述べられましたけれども、53年度に建設されて、保健センターということで利用をされておったところですが、平成11年度に総合福祉センターしおさい館が建設をされて、その中心的な保健行政をそちらのほうに持っていつておりますので、平成12

年度以降が利用等も減りまして、そういった関係から中心的な役割をしなくなったということです。大体12年度以降がしおさい館のほうでやっておりました。

以上です。

○10番（山口光章君）

そういうふうな以前から有しなくなったのに対して今廃止すると、もっと早目に廃止するべきではなかったのかと、廃止してもよかったのではないのかと思いますけど、その辺はどのような考え方でやっておられるんですか。

○健康増進課長（松本 太君）

お答えいたします。

ただいま議員言われるとおりに、廃止だけを考えるとそういうこともあるかと思えますけれども、これは保健衛生施設等の施設整備国庫補助金で建設をされております。それで、国庫の補助を受けておりますので、大体鉄筋コンクリートの場合は50年ぐらい耐用年数ございます。今の保健センターは53年度に建設をいたしまして、まだ31年ぐらいしかたっておりません。全く使用していなかったわけではなくて、健診とか、それから放課後児童の利用ですね。それから、たけのこの里の利用とか、年間2,300人程度が利用はあっておりました。ただ、今回の条例の廃止というのは保健センターとしての機能を有しなくなったということの条例の廃止でございますので、提案いたしている次第でございます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決をいたします。

議案第33号 太良町保健センター設置条例を廃止する条例の制定について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第12 議案第34号

○議長（坂口久信君）

日程第12. 議案第34号 監査委員の選任についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

お諮りします。本件は人事案件でございますので、討論を省略し、採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決定いたしました。

採決します。議案第34号 監査委員の選任について、本案に同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり同意することに決定いたしました。

日程第13 意見書第1号

○議長（坂口久信君）

日程第13. 意見書第1号 有明海再生のための諫早湾干拓潮受堤防排水門開門調査の早期実現を求める意見書（案）の提出についてを議題といたします。

お諮りします。意見書第1号につきましては、全議員の提出によるもので、内容も判明いたしております。よって、会議規則第37条第2項の規定により提出者の説明を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、提出者の説明を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りをいたします。質疑、討論を省略し、採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、質疑、討論を省略し、採決します。

意見書第1号 有明海再生のための諫早湾干拓潮受堤防排水門開門調査の早期実現を求める意見書（案）の提出について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、意見書は原案どおり可決されました。

日程第14 意見書第2号

○議長（坂口久信君）

日程第14. 意見書第2号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書(案)の提出についてを議題といたします。

お諮りします。意見書第2号につきましては、全議員の提出によるもので、内容も判明いたしております。よって、会議規則第37条第2項の規定により、提出者の説明を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(坂口久信君)

異議なしと認めます。よって、提出者の説明を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。質疑、討論を省略し、採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(坂口久信君)

異議なしと認めます。よって、質疑、討論を省略し、採決します。

意見書第2号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書(案)の提出について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(坂口久信君)

満場一致。よって、意見書案は原案どおり可決されました。

日程第15 意見書第3号

○議長(坂口久信君)

日程第15. 意見書第3号 核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書(案)の提出についてを議題といたします。

お諮りします。意見書第3号につきましては、全議員の提出によるもので、内容も判明をいたしております。よって、会議規則第37条第2項の規定により、提出者の説明を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(坂口久信君)

異議なしと認めます。よって、提出者の説明を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りをいたします。質疑、討論を省略し、採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(坂口久信君)

異議なしと認めます。よって、質疑、討論を省略し、採決いたします。

意見書第3号 核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書(案)の提出について、本案に賛

成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、意見書案は原案どおり可決されました。

日程第16 意見書第4号

○議長（坂口久信君）

日程第16. 意見書第4号 生産性の高い競争力に富んだ農家の育成を求める意見書（案）の提出についてを議題といたします。

お諮りします。意見書第4号につきましては、全議員の提出によるもので、内容も判明をいたしております。よって、会議規則第37条第2項の規定により、提出者の説明を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、提出者の説明を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。質疑、討論を省略し、採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、質疑、討論を省略し、採決いたします。

意見書第4号 生産性の高い競争力に富んだ農家の育成を求める意見書（案）の提出について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、意見書案は原案どおり可決されました。

この際申し上げます。今期定例会中の質疑、質問、答弁などの発言につきまして適宜会議録を調査し、不適切な発言があった場合には議長において善処することを御了承願います。

お諮りします。会期中に議決されました議決事件の条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、会議規則第43条の規定に基づき、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

重ねてお諮りします。今期定例会の会議に付された事件はすべて議了いたしました。よっ

て、会議規則第7条の規定により本日をもって閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、今期定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

一言お礼を申し上げます。

今期定例会は、去る3月8日開会以来、本日まで10日間にわたり、議員各位には平成22年度当初予算を初め条例等38件の重要案件について長時間熱心に調査、審議を尽くされましたことに対し、深く敬意を表します。

皆様の御協力によりまして、ここにすべての議案が議決できましたことを御同慶に存じます。

これをもちまして平成22年第1回太良町議会定例会第1回を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後1時12分 閉会

以上の会議の次第は、職員の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 坂 口 久 信

署名議員 下 平 力 人

署名議員 木 下 繁 義

署名議員 所 賀 廣